

太田由佳 著 『松岡恕庵本草学の研究』

江戸前～中期に活躍した松岡恕庵、その本草学の実像の解明を目的とする意欲作である。従来、恕庵の学問は断片的にしか語られず、また近世日本において本草学が博物学的に発展してゆくなかで、その一翼を担った人物として評価されることはあっても、仕事の全体像は明らかにされなかった。そこで恕庵の著作資料を網羅し、そこから恕庵本草学の全容を捉えようとしたものである。

この研究の優れた点として、

- ① 一次資料を徹底して読みこみ、そこで得られた知識から恕庵の具体像を構築しようとした点。著者の恩師の言葉「とにかく一次資料を見てください、触ってください」を頼りに進めた姿勢は評価されよう。
- ② 具体例を挙げた後、趣旨を明確にまとめている点。
- ③ 恕庵の思想面、抽象的な思弁にも踏み込んでいる点。

を挙げることができよう。

本書は、第1章 生涯と学問、第2章 恕庵本草学の特色、第3章 学問観、第4章 没後一門人たち という観点で恕庵像を構築していく。

まず第1章「生涯と学問」から見ていくと、10代で山崎闇斎に師事し、朱子学および垂加神道を学び、闇斎没後の20代から30代にかけ伊藤仁斎の古義堂や浅井周璞の養志堂とも交流を持ち、儒医として知識人として、儒や有職、和学などと共に、本草研究を稲若水について進めた。やがて本草学に力を注ぎ、40代では本草家として活躍をはじめ、若水没後の50代になると恕庵の本草研究は若水を凌ぎ、輸入薬種の国産化を標榜した幕政の影響も受けて、恕庵は当代を代表する本草学者として知られるようになった。しかし本草家として繁業となった後も、恕庵は儒および神道の研究を怠ることはなかった。79歳で没するまで、神道、儒学、本草学を併行して考究・講義し続け

た。その人柄は、恕庵・怡顔斎という名前の柔和なイメージそのまま、穏やかであったという。

第2章「恕庵本草学の特色」は、深い教養に支えられた儒者の本草学であったとする。あらかじめ得られた薬剤をいかに効果的に用いるかを考えるのが医家の本草学とすれば、恕庵のそれは、生薬として供される部分のみならず、実物全体を観察し、文献から形態の描写を抽出し、実物との対応を確認しながら、通俗の呼び名も蒐集・整理していく営みであった。そうした医薬学を逸脱した恕庵の本草学が評価され、周辺から頼み求められた。さらに恕庵は本草会を開き、採集した薬草を持ち寄り、検討するなど各方面から情報を集めた。

第3章「学問観」では、恕庵が自らの本草学を「格物」「正名」により「聖人の学問」と位置付けたことを述べる。つまり『大学』の「格物（事物について理を窮めること）」と『論語』の「正名（事物の名を正しくすること）」を併せ行うことが、聖人の学問としてまず為すべきこととした。さらに「くより近く、より具体的な物を」明らかにしていく本草研究は、恕庵にとって、朱子のいう万物に内在する個別の理のみならず、純粋かつ普遍的な理そのものが全体として把握されるようになる「格物（窮理）」に他ならなかった。しかし、弟子たちは恕庵の学問を「弃物正名」と形容し、「格物」とはしなかった。その差は、どこにあるうかと著者は疑問を呈する。

さて、恕庵は師の山崎闇斎から〈理気妙合〉の立場を受け継いだ。理は気に宿るが決してまじわらず、「混然として一まろめ」の塩水のような状態であるとする。一方、恕庵にとって、理気は区別する必要のないもので、妙合とは現実的・実質的存在そのものであった。そこで〈理を窮める〉ことは、眼前の物をただ〈観察する〉ことと同義であった。そこに恕庵の「格物」を周囲が「弃物」

とした理由もあるのではないかと著者は評している。

また闇斎は幸魂さきみたま奇魂くしみたまを「ムカヒテ物ヲ見ル」「トクトワケテ見分テ知ル」と明瞭に定義し、そうした認識の働きを「心神」とし、「心神」の顕現とは、天命を自覚した自己実現であるとした。その認識を恕庵は受け継ぐものの、自らの心が神であるかのような「心神」の語は採らず、自らの心に霊妙な働きがもたらされる自覚と、その自覚を終生保ち続けることの意味を、「守神」と言い換えた。この「守神」によってなし得た仕事が、恕庵の本草研究であると太田氏は言う。

第4章 没後——門人たち 恕庵の没後、嗣子・松岡定庵は儒学を志しながら、本草家としての恕庵の遺稿の刊行に尽力した。小野蘭山は神道や朱子学ではなく恕庵の本草学にのみ関心を持ち、それを博物学的に発展させた。大阪の木村兼葭堂は、資料価値の高い恕庵の遺稿・旧蔵書類を所蔵し、恕庵の考証雑記『結珥録』の刊行に関与した。

終章では、原著の意義と共に反省点、今後の課題を述べる。著者の反省通り、もっとも重要な師である稲若水との師弟関係、両者の研究方法の相違点などについて研究を進められることを、今後期待したい。

資料編は恕庵の著作155点を翻刻して網羅するため、恕庵研究には必須のものとなっている。ただ翻刻で済むとされたのか、研究に恕庵の著作の内容紹介や評価が、更に多くあればと思われた。また、どのような中国の本草書の影響を受け、どのような相違点があるかなども言及すれば、恕庵の本草学の実像が一層明確になるのではないだろうか。更なる進展が楽しみな、緻密で丁寧な研究の好著といえよう。

(岩間眞知子)

〔思文閣出版、〒605-0089 京都市東山区元町355、TEL. 075 (751) 1781、2012年3月、A5判、400頁、7,500円+税〕

橋本 明 著

『精神病患者と私宅監置——近代日本精神医療史の基礎的研究——』

この本は、『治療の場所と精神医療史』（本誌第57巻第1号に書評）を編集した橋本明さんが、戦前の日本における代表的精神病患者処遇制度であった私宅監置にとりくんだ労作である。精神医学史学会の1997年発足の当初には日本にとりくむ人は少数であったが、近年は実証的調査にもとづいて日本の精神科医療史を研究する人が着実にふえてきていて、その中心にいるのが著者である。私宅監置に対し、今までもっぱら強調されてきた人権の目でみるだけでなく、対象者の生活のみきわめようとの立ち場を著者はとっている。

本の構成を順次みていこう。

第1章「私宅監置制度の登場と発展」では、まづ江戸時代にも私宅監置制度の先駆けがあったこ

と、明治にはいると各地に瘋癲人に関する規則（その中軸が“瘋癲人は濫りに外出せしむ可からず”であった）があったことが紹介されたのちに、1900年精神病患者監護法により全国的に法制化された私宅監置制度にうつる。監置（監禁）の必要な精神病患者を私宅または病院に監置することは、監護義務者の義務とされた。私宅監置室には座敷牢もあるが、家屋外の（あるいはそれに接した）小屋がおおい。監置室の構造は詳細に規定されていた。私宅監置はどの程度に普及していたのか、著者は『医制八十年史』の資料にもとづいて、1905年から1950年にいたる精神病患者数を表示している。全国精神病患者総数中に私宅監置患者数のしめる割合は昭和のはじめに8-9%のあた